

一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会
会員各位

一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会
選挙管理委員会

(社) 日本糖尿病教育・看護学会 選挙告示

定款および評議員選出・役員候補者選出に関する規程に基づき、下記の要領で第11期～14期（4年間）の評議員選挙および役員（理事・監事）候補者選挙を実施します。

つきましては、下記に示す投票期間に定められた方法でご投票ください。投票はオンライン投票システムにより行いますので、各自、ご自身の会員番号とパスワードを予めご確認ください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信にてお知らせいたします。期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

評議員選挙の要領

【1】 選挙人および被選挙人

- ・選挙権は2020年3月22日までに2019年度年会費を納入した正会員が有する。
- ・被選挙権は入会年度を含めて3年以上の会員歴を有し、かつ選挙権を有する正会員が有する。
- ・上記にかかわらず、現在連続して2期目となる評議員は被選挙権を有さない。また、住所不明の会員は所属地区割り当て不能のため、選挙権・被選挙権を有さない。

【2】 投票期間

- ・2020年4月8日（水）～2020年4月22日（水）

【3】 選挙方法

- ・評議員選挙は、全国を4地区に区分し、無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。

【4】 選挙地区について

- ・地区区分および地区評議員定数は以下のとおり。

1地区（北海道・東北）	評議員定数：9名
2地区（関東・甲信越）	評議員定数：30名
3地区（北陸・東海・近畿）	評議員定数：23名
4地区（中国・四国・九州・沖縄）	評議員定数：20名
- ※会員の所属地区については、名簿作成時点（2020年3月22日）での登録情報（資料等の送付先住所）に基づく

役員候補者選挙の要領

【1】 選挙人および被選挙人

- ・上記の評議員選挙の当選者（就任を承諾した者）が選挙権、被選挙権を有する。

【2】 投票期間

- ・2020年6月9日（火）～2020年6月23日（火）

【3】 選挙方法

- ・無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。

以上